

概算数量発注方式試行要領

1 概要

「概算数量発注方式」は、当初設計時の数量を「概算」とすることで、積算業務における図面作成、数量計算に関わる事務量の低減を目的とした方式である。

当初設計で位置図、平面図、標準断面図等の必要最小限の図面を明示し、概算の数量を算出して発注する。

2 適用対象工事

徳島県県土整備部及び各総合県民局県土整備部が発注する工事及び工事の積算体系で積算した委託業務（以下「工事等」という。）において、構造、形状等が単一である比較的単純な工事等（舗装工、護岸工、擁壁工等）とし、構造計算等が不要な工事等とする。

※ 上記以外の工事等への適用を妨げないが、土質や複雑な仮設工、現地条件で著しい設計変更が想定される工事には適用しない。

3 実施方法

以下の①から⑩の手順で、実施するものとする。

- ① 発注区間の標準断面を設定する。
 - ② 設計数量は、標準断面に明示した工種×施工延長とする。
 - ③ 設計図面は、位置図、平面図、標準断面図等を実施箇所・延長等を明示する。
 - ④ 概算数量発注方式である旨を入札公告及び特記仕様書に明示する。
 - ⑤ 契約後、受注者は現地測量を行い、出来型予想図及び数量計算書の作成を行う。
 - ⑥ 作成する図面は、平面図、縦断面図、横断面図、標準断面図、構造図、展開図を基本とする。
 - ⑦ 出来形予想図の作成期間として、通常の標準工期に15日間加算する。
 - ⑧ 出来形予想図の作成費用は、共通仮設費の技術管理費に計上する。
 - ⑨ 受注者は、作成した図面数量を発注者に報告のうえ、受発注者間で協議し、実施内容に合意後、変更指示書により工事着手する。
 - ⑩ 変更設計書（精算時）には全ての工種の数量を明示し、従来どおりの積み上げ積算で変更する。
- ※ 中間検査や部分払検査を行う場合は、事前に設計変更を行い、契約数量等を確定する。

4 入札公告及び特記仕様書への明示

概算数量発注方式を適用する場合、入札公告又は入札情報及び特記仕様書に、本試行の対象工事等であることを明示するものとする。

附則

この要領は、令和3年2月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件に適用する。